

## 4. ストップ・ザ・不法投棄

### ～産業廃棄物の不適正処理対策～

#### ●現 状

発生した産業廃棄物を正しく処理せずに野山に投棄する不法投棄や野焼きなどの不法焼却といった不適正処理が後を絶ちません。

千葉県は、産業廃棄物の大量の排出源である首都圏に位置し、交通の便が良いため廃棄物の運搬が容易であり、また、幹線道路から比較的近くに、谷間や土砂を採取した跡地などが数多く存在し、地形的にも不法投棄され易い環境にあります。

不法投棄の件数は、2年度から8年度までは減少傾向にありましたが、9年度から増加傾向に転じ、14年度以降は増加の伸びは収まっているものの、依然として件数は多く、県内全域に広がっています。

県や市町村の監視指導や警察の取締りなどにより、大規模な産業廃棄物の不法投棄は大幅に減少しましたが、ダンプ数台などの、小規模の捨て逃げ型の不法投棄が県内全域で多く発生しています。

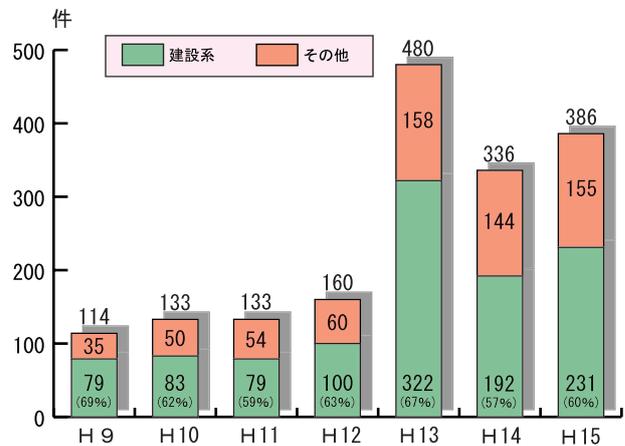
不法投棄される廃棄物の種類は、木くず、がれき類、廃プラスチック類などの建設系廃棄物が半数以上を占めています。

また、最近では、不正軽油を製造した後にできる硫酸ピッチという有害な廃棄物が倉庫に不適正保管されていた事案が発覚しています。

#### 不法投棄の現場



軽油を密造する際に生じる硫酸ピッチが不法投棄され、周囲に亜硫酸ガスを放出して危険な状態となっています。



産業廃棄物の不法投棄発生状況

#### 支庁別不法投棄件数（15年度）

支庁	千葉	東葛飾	印旛	香取	海匝	山武	長生	夷隅	安房	君津	計
件数	90	52	51	21	35	57	21	16	14	29	386

(注) 千葉には、千葉市分（11件）を含む。東葛飾には船橋市分（12件）を含む。

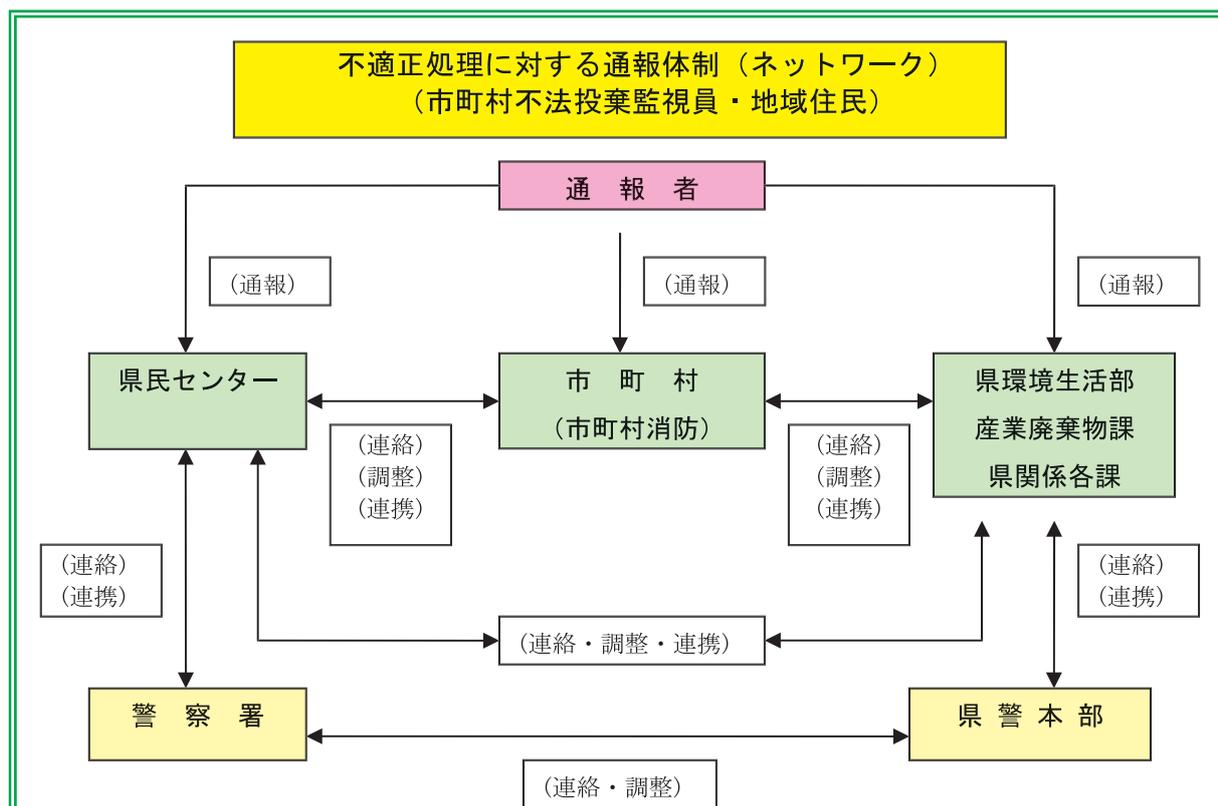


野焼きは、有害物質の発生などにより、人や樹木などへの被害をおよぼす恐れがあります。

## ●不法投棄撲滅ネットワークの整備

廃棄物の不適正処理の中でも、生活環境に大きな影響を与える不法投棄を撲滅するためには、行政機関のみならず、県民と一体となった全県的な運動・取組を推進し、不法投棄の早期発見・早期対応・早期撤去に努めることが重要です。

県では、不法投棄の撲滅を目指した県民運動を展開し、県民へのアピールを行い、家電製品等一般廃棄物を含めた不法投棄防止についてパンフレットを作成するなどの啓発を行い、「ストップ・ザ・不法投棄」に向けた大きなうねりを形づくるべく取り組んでおります。



特に、地域住民からの通報に対しては、産業廃棄物課内に不法投棄専用電話を設置して、勤務時間内は職員が、土日・祝祭日には、パトロールを行っている職員に転送され対応します。

不法投棄専用電話：043-223-3801

## ■県民参加の不法投棄防止対策と監視体制の強化

### ●地域自治会等によるパトロール活動

地域の自治会単位で不法投棄に対する自警団を組織し、監視パトロールを実施しています。

### ●産業廃棄物不法投棄防止対策地域連絡会議

各県民センター単位で、管内の県出先機関、市町村、警察署などを構成員として監視・指導の協議や緊急通報体制を確保しています。

●産業廃棄物不法投棄防止に係る連絡協議会

行政と警察が緊密な連携をとり、悪質な行為者の早期指導、取締りを実施しています。

●産業廃棄物不法投棄防止対策連絡会議

本庁の各機関が関係法令に基づく監視・指導について情報交換や連絡調整を行ない、適切な不適正処理対策を推進しています。(8部1委員会22課により構成)

●産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会

(通称：産廃スクラム27)

関東甲信越静地区の1都11県15市で構成する連絡協議会を設置し、悪質・巧妙化、広域化している産業廃棄物の不適正処理に迅速かつ的確に対応しています。

●民間警備会社への監視業務委託

8年度から民間の警備会社に夜間・早朝及び休日の監視パトロール業務を委託し、県の24時間連続の監視パトロールを補完しています。15年度は、年間797回の監視業務を委託しています。

●市町村との連携

不法投棄などの情報を早期に得て迅速な対応を図るため、市町村が設置する「不法投棄監視員制度」の運営に対しその費用の一部を助成しているほか、不適正処理に対する初期対応の迅速化を図るため、協定を締結した市町村から推薦のあった市町村職員に対し、県職員に併任発令(16年度は65市町村395名)のうえ、立入検査証を発行し、立入検査権を付与しました。

産業廃棄物収集運搬車両一斉路上調査



県警、日本道路公団の協力を得て、「産廃スクラム27」構成自治体と連携し一斉路上調査を実施しました。(県ディーゼル条例に基づく運行規制の適合状況の確認を併せて行ないました。)

上空から見た不法投棄現場



廃棄物が大量に不法投棄され道路がふさがれてしまっているところです。

夜間の監視・指導の状況



深夜、不法投棄現場に入ったダンプを調べているところです。

## ● 条例の制定

廃棄物処理法の厳格かつ適正な運用と併せて、それを補う県独自の対策を推進するため、14年3月に「千葉県廃棄物の処理の適正化に関する条例」を制定しました。

条例では、自社処理を装って法律の規制を免れる行為を防止するため、次のような県独自の対策を規定しました。

### ■ 自社処分を行なう事業者の方へ

#### ◆ 廃棄物処理票の作成、携行

自社物の運搬又は処分を行う場合に作成し、廃棄物の排出から最終処分までの過程を明確化しました。

#### ◆ 自社処分場の夜間制限

夜間運行する不法投棄車両の取締りの徹底と夜間の搬入搬出に伴う騒音防止のため、午後10時から午前6時まで自社処分場への搬入搬出はできないこととしました。

#### ◆ 小型焼却炉、破碎施設、積替保管場の許可制

不適正処理の温床となっていた廃棄物処理法の許可が不要な小型焼却炉・破碎機や法律の許可制度がない積替保管場について、許可制度を導入しました。

### ■ 収集運搬業者の方へ

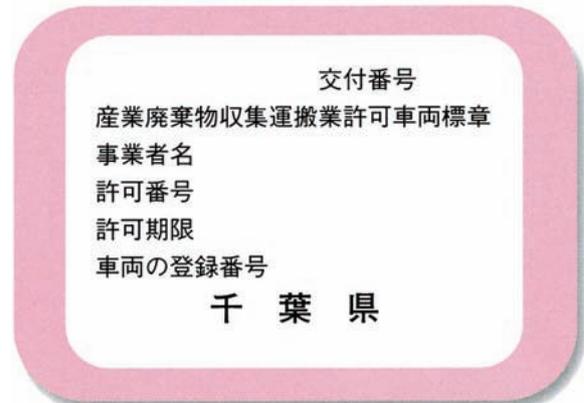
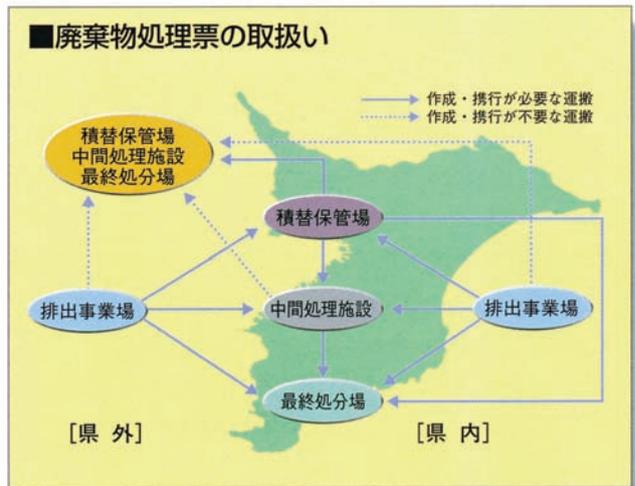
#### ◆ 登録車両へ標章の貼付

収集運搬業の許可を得て廃棄物を運搬する登録車両に標章（ステッカー）を貼ることにより、許可車両とそうでない車両の区別が容易に確認できるようになりました。

### 【土地所有者の方へ】

#### ◆ 適正な管理と現状回復

土地所有者の方は、不法投棄されないように適正な管理に努めるとともに、不法投棄された廃棄物を県が取り除いたときは、不法投棄に責任のあるその土地の所有者は、その土地の利用計画について県の確認を受けなければ利用できないこととしました。



1 標章には、標章に係る産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可の期間が終了する年に応じて標章の縁に色を施し、平成14年は赤紫色、平成15年は紫色、平成16年は黄色、平成17年は緑色、平成18年は橙色、平成19年は青色とし、平成20年以降は順次これを繰り返します。

2 標章の大きさは、縦15センチメートル、横20センチメートルとし、標章の色を施す縁の幅は2センチメートルとします。